

山梨県公報

号外第二十五号

平成十三年
四月二十七日

金 曜 日

包括外部監査報告書

平成十三年三月二十七日

山梨県代表監査委員 清水 昇 殿
包括外部監査人 岡 島 勇

目 次

監査委員会
包括外部監査人の結果に関する報告の公表……………一

監査委員会

山梨県監査委員告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき包括外部監査人岡島勇から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成十三年四月二十七日

山梨県監査委員	小林 三
同	早川 正
同	白倉 政
同	中村 照
同	人

- 1 選定したテーマ
1 山梨県における以下の財政援助団体の経営状況及び財政状態並びに事業の運営が有効かつ適正になされているか。
(1) 財団法人 山梨県下水道公社
(2) 財団法人 山梨県民スポーツ事業団
(3) 財団法人 山梨県農業振興公社
(4) 財団法人 山梨県林業公社
2 山梨県が保有している行政財産、普通財産、土地開発公社、住宅供給公社保有財産のうち、主として土地について、その管理運用が有効かつ適正になされているか。
3 山梨県立中央病院、同北病院の事業の運営管理が有効かつ適正になされているか。
- II 監査期間
平成十二年四月一日から平成十三年三月二十六日
- III テーマ選定の理由及び着眼点
1 テーマ1について
昨年のテーマの継続であり、財政援助団体の財政状況、運営状況について監査をなすことにより、各財政援助団体が抱える問題が明らかになることにより、今後の団体運営に資することが大であり、ひいては県の財政にも資するものと思料し、テーマとして選定した。
監査における着眼点は以下のとおりである。
(1) 所管部・諸関係
① 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
② 補助金等の額の確定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
③ 補助金等の効果及び条件の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
④ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しを必要とするものはないか。

(2) 団体関係

- ① 事業は、計画及び交付条件にしたがって実施され、十分に効果的か。また、補助金等が補助目的以外に流用されていないか。
- ② 補助金等にかかる会計処理は適正か。
- ③ 出資目的及び出資金額は妥当か、また支出手続きは適正か。

2 テーマ2について

地方自治法上の財産は金銭会計と相對するものとして規定され、地方財政運営上の重要な柱と云うべきものであり、その運営管理について監査することが果敢財政全体の評価につながるものと思料し、選定したものである。

なお財産は多岐にわたるものであるから特に土地を中心に監査をなすこととした。

監査における着眼点は以下のとおりである。

- (1) 土地の取得及び処分について
 - ① 土地の取得及び処分の手続きは適正か。
 - ② 土地の取得及び処分の相手、時期及び価格は適切か。
- (2) 土地の管理について
 - ① 土地台帳は適切に作成され、正確に記帳されているか。
 - ② 未利用地等遊休化しているものの活用方策は講じられているか。
 - ③ 不法占拠等不適正な事例はないか。
- (3) 土地の貸付・使用許可について
 - ① 貸付・使用許可の理由は適切か。
 - ② 貸付・使用許可期間は適正か。
 - ③ 貸付・使用許可の金額は適正か。また、無償の理由、減免等を行っている場合の金額は妥当か。

3 テーマ3について

山梨県立中央病院は山梨県における基幹病院であり、一般の診療分野のみならず、救命救急医療をはじめ高度、特殊先駆的医療の提供を県民から期待されている病院であり、又山梨県立北病院は精神保健福祉医療の中心的担い手として、同様に県民から期待されている病院である。

従ってこれらの目的を達成する為、両病院の医療事業の運営管理が有効かつ適正に行われているかの検討は重大問題であることは云う迄もないがさらに、毎年度一般会計から多額の繰出金が支出されていることから、両病院の事業の運営に関する監査が必要であると思料しテーマとして選定したものである。

監査における着眼点は以下のとおりである。

- (1) 病院経営は予算管理により効率的かつ計画的に執行されているか。
- (2) 県の補助金(繰出金)は適正に算定されているか。
- (3) 病院の収入調定事務は適切に行われているか。

- (4) 薬品等の物品の購買事務は適切か。
- (5) 固定資産の契約手続及び管理は適切か。
- (6) 委託契約は適切に行われているか。
- (7) 工事契約の手続及び内容は適切か。
- (8) 病院管理システムは適切に設計ならびに運用されているか。
- (9) 経営合理化の努力について、その手段、方法は適切で、効果は上がっているか。

IV 監査の経過及び結果

[テーマ1関係]

1 財団法人 山梨県下水道公社

第1 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成10年度及び平成11年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

平成12年7月24日、25日、26日

平成12年8月2日、3日

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の目的

財団法人 山梨県下水道公社(以下「公社」という)は、汚泥処理等の下水道技術の研究及び調査、下水道技術者の養成、下水道知識の普及啓蒙により県及び市町村の下水道行政の推進に協力し、県民が健康で文化的な生活を営むことに寄与することを目的とし、昭和61年4月1日に設立された。

(2) 事業の概要

公社は上記事業目的を達成するため次のような事業を行っている。

- 1) 富士北麓・峡東及び益無川3流域の下水道施設の維持管理受託業務。
- 2) 下水道排水設備工事責任技術者の認定・登録事業。
- 3) 下水道技術者の研修事業。
- 4) 下水道技術者の調査研究事業。
- 5) 下水道知識の普及啓蒙事業。
- 6) 公共下水道水質測定、維持管理受託業務。

(3) 県との関係

1) 出資出捐の状況

山梨県	3,300万円
市町村	3,300万円

(33市町村、各市町村それぞれ100万円を出捐)

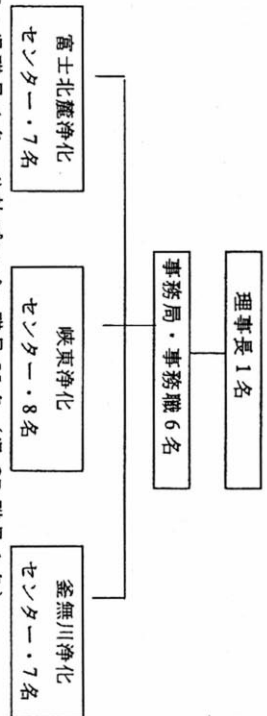
出捐合計 6,600万円

- 2) 事業費の貸付、保証契約等の資金援助関係はない。
- 3) 補助金の交付についてはない。
- 4) 県からの業務委託関係

県との業務委託契約に基づき、流域下水道施設の維持管理を行っている。

(4) 組織

公社は東八代郡石和町東油川字北畑417に本社及び映東浄化センターを置き、富士吉田市下吉田4166に富士北麓浄化センター及び南巨摩郡増穂町長沢1790に釜無川浄化センターを置いていている。組織構成・人員は次のとおり。



内訳：県職員4名、公社プロパー職員25名（県OB職員1名）

人員については過去3年間の増減はない。県職員の給与は県が100%負担。

2 監査の視点

下水道事業が公共投資の経済性・効率性の観点から地域住民の生活環境等に十分寄与しているかどうか問題視されている中、本県の3流域下水道施設についての維持管理業務を委託している公社の運営が適切に行われているか、次の視点から監査することとした。

- (1) 公社は設立目的に合致した運営を行っているか。
- (2) 公社が管理する3浄化センターの効率的な運営がされているか。
- (3) 公社の収支計算及び財政状態は適正に計算・表示されているか。
- (4) 公社は維持管理コストの経済性について十分な検討がされているか。
- (5) 下水道普及率の増加についての施策を講じているか。
- (6) 支出は所定の承認手続きに従ってなされているか。
- (7) 関係帳簿及び保管書類は適切に処理されているか。
- (8) 公社が取り扱っている薬品等の管理が適切にされているか。

3 経営の状況

- (1) 公社は下水道維持管理財政計画（注①）に基づき、年間の下水道接続の予想による処理水量を基に予算を作成、県と管理委託契約を締結する。年度終了後に各事業費の精算を行い、契約額と精算額との差額を県に返還する。

これは、当初契約の際に予想された流入水量減により外部に委託（注②）している汚泥処理・運搬等の業務委託額の減少などによる委託料の減少が発生することから、年度終了後にこのような精算が行われる。

注①下水道維持管理財政計画とは・・・。

下水道供用開始当初は下水処理水量が少なく、処理費用は高くなる。このため利用負担金より維持管理費が多くなる。これを一定期間（初期赤字解消期間という）内に収支バランスが取れるように計画したものが下水道維持管理財政計画であり、3年ごとに見直しをしている。

各流域の初期赤字解消期間は次のとおりである。

富士北麓センター ⇒ 12年間（平成9年に期間終了）

映東センター ⇒ 12年間（平成11年に期間終了）

釜無川センター ⇒ 10年間（平成14年に期間終了予定）

注②外部委託について。

各施設は24時間監視体制を採っているため公社職員のみでは監視不能なため、外部の専門業者に委託している。この委託は人員のみの委託であり、薬品代、光熱費等は公社負担となる。

(2) 公社への委託金の支払いまでの資金は次のような流れになる。

1 ⇒ 利用者は市町村へ各戸の利用量に応じて使用料を支払う。

2 ⇒ 市町村は県へ利用負担金を支払う。

3 ⇒ 県は財政計画に基づき公社へ委託料を支払う。

平成11年度の1戸当りの利用負担金と公社の下水処理単価は次のとおりである。

富士北麓センター ⇒ 利用負担金 63円、下水処理単価 74円

映東センター ⇒ 利用負担金 78円、下水処理単価 77円

釜無川センター ⇒ 利用負担金 76円、下水処理単価 86円

利用負担金の算出は、維持管理費及び流入下水量を予測（計画水量という）し、維持管理費を計画水量で除した金額を負担金単価とし、この単価に計画水量を乗じた金額が負担金として各市町村から県へ支払われる。実流入水量が計画水量に満たない場合は計画水量を以って負担金水量とみなす。

これらのことから、計画水量に満たない市町村は負担が重くなり、施設の維持管理費に対して流入水量が少ない水量の浄化センターでは負担単価が高くなるので各市町村の負担が大きくなる。また、実際の下水処理単価を見ると、映東浄化センター以外は負担金を上回っているが、これは計画水量に対して実流入水量が少なかったため相対的に高くなっている。これについては下水道への加入、接続が計画どおり進んでいないことが原因である。このため、県下の3流域浄化センターを利用する住民は、その利用状況や施設の効

率により負担を異にすることとなっている。公社の支出費用の節約による経費の削減や利用率の向上は負担金の減額に寄与することとなる。

(3) 下水道接続戸数、流入水量、委託金額の推移は次のとおりである。

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
富士北麓	6,487 戸	7,006 戸	7,560 戸
	5,643 千t	6,370 千t	6,489 千t
映 東	6,876 戸	8,075 戸	9,246 戸
	4,361 千t	5,548 千t	6,018 千t
釜無川	9,013 戸	12,610 戸	16,256 戸
	3,078 千t	4,313 千t	6,033 千t
合 計	22,366 戸	27,691 戸	33,062 戸
	13,082 千t	16,231 千t	18,540 千t
委託額合計	1,212,000 千円	1,336,000 千円	1,482,000 千円

返還金の処理の変更により、H9、H10は受託金額より返還金をマイナスしてH11の委託額の表示方法に合わせた。

【平成11年度 維持管理状況】

項 目	富士北麓	映 東	釜無川	合 計
供用開始市町村	6	11	16	33
供用管きょ延長	29 km	56 km	60 km	145 km
ポンプ場数	3箇所	6箇所	11箇所	20箇所
汚泥発生量	2,859 t	3,553 t	4,598 t	11,010 t

汚泥については県内の民間企業2社で肥料・土壌改良材として処分し、リサイクルしている。またセメント原料にも使用可能なため、セメント会社にも試験的にその処理を依頼している。

(4) 3流域の運営上の特徴

映東・釜無川センターは富士北麓センターに比べ流入水質が濃いため、発生汚泥が多く、汚泥処理薬品、脱臭薬品等の使用量が多いことや機器の運転時間が長いことから使用電力量が多くなる。

(5) 現在の3流域下水道普及率は富士北麓44.1%、映東30.0%、釜無川30.4%であるが、今後普及計画による処理量の増加に対して、公社が管理しているセンターの処理能力は十分対応できる規模である。また平成15年には桂川流域に新たな浄化施設の建設を予定している。各浄化センターの水処理施設

稼働率は次のとおりである。

年度	一日当たりの平均流入下水量 A	一日当たりの処理能力 B	稼働率 (%) A/B
富士 平成10年	17,454	34,000	51.3
北麓 平成11年	17,731	34,000	52.1
映東 平成10年	15,203	25,200	60.3
平成11年	16,444	25,200	65.3
釜無 平成10年	11,818	18,500	63.9
川 平成11年	16,484	27,750	59.4

(6) 地域住民の下水道事業に対する認識を高め、理解と協力により下水道の普及拡大を推進するため、下水道ボスターコンクールの実施や小学生の施設見学の受け入れを実施し啓発事業に努力している。

4 経営成績及び財政状態

(1) 経営成績
 公社の会計は一般会計と特別会計(退職給与引当金特別会計)に区分されており、平成11年度の経営成績は次のとおりである。

一般会計及び特別会計・・・表1、表2 比較収支計算書のとおり

表1

一般会計

比較収支計算書

(単位：千円)

科 目	平成10年度 (A)	平成11年度 (B)	増 減 (C) (B) - (A)	増減率 C/A
収入の部				
基本財産運用収入	439	1,004	565	128.7%
事業収入	1,347,685	1,500,546	152,911	11.3%
1受託事業収入	1,343,899	1,492,232	148,333	11.0%
富士北麓維持管理	471,692	488,104	16,412	3.4%
映東維持管理	435,209	471,494	36,285	8.3%
釜無川維持管理	429,495	523,271	93,776	21.8%
公共下水道水質測定	6,943	7,432	489	7.0%

公共下水道維持管理	560	1,931	1,371	244.8%
2責任技術者認定事業	3,736	8,314	4,578	122.5%
雑収入	1,708	2,214	506	29.6%
前期繰越収支差額	7,615	9,746	2,131	27.9%
収入合計	1,357,397	1,513,510	156,113	11.5%
支出の部				
事業費	1,339,815	1,496,600	156,785	11.7%
報酬・給与手当等	108,891	113,098	4,207	3.8%
共済費	11,673	12,267	594	5.0%
貸金	2,757	2,329	-428	-15.5%
福利厚生費	210	222	12	5.7%
報償費	30	90	60	200.0%
旅費	2,830	2,169	-661	-23.3%
需用費	302,162	364,506	62,344	20.6%
役員費	12,778	13,462	684	5.3%
委託費	840,894	925,966	85,072	10.1%
使用料及び賃借料	3,225	4,279	1,054	32.6%
工事請負費	39,547	41,983	2,436	6.1%
原材料費	2,835	2,835	0	0.0%
備品購入費	3,630	5,352	1,722	47.4%
負担金・交付金	772	758	-14	-1.8%
公課費	6,588	6,374	-214	-3.2%
調査研究費	993	910	-83	-8.3%
繰入金支出	7,836	8,232	396	5.0%
退職給与引当金 特別会計				
繰入金支出	7,836	8,232	396	5.0%
子備費	0	0	0	
支出合計	1,347,651	1,504,832	157,181	11.6%
当期収支差額	2,131	-1,068	-3,199	-150.1%
次期繰越収支差額	9,746	8,678	-1,068	-10.9%

注1 勘定科目の内訳

需用費・・・消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱費、修繕費、薬品費等。
 役員費・・・通信運搬費、保険料等。
 委託費・・・運転管理業務、設備点検業務、清掃業務等の外部委託費用。
 工事請負費・・・管きよ施設維持管理等。

注2 平成11年度 需用費増加について

修繕費には次のような支出が計上されている。

H11・10月に水処理施設のオーバードール費用1,100万円の支出。

H11・12月に水処理施設のオーバードール費用2,100万円の支出。

H12・1月に水処理施設のオーバードール費用1,295万円の支出。

これらの支出は供用後短いもので2～5年、長いもので10～15年周期で保守が必要となる。今後、各センサーで同様の支出が必要となる。

情報管理設備のメーカー保守期間経過に伴う交換部品の購入費用として1,465万円の支出。

薬品費は処理水量の増加に伴い1,600万円の増加。

光熱費は処理水量の増加に伴い1,300万円の増加。

注3 平成11年度 委託費増加について

流入水量の増加に伴い管理委託額、汚泥処理額が増加。

各センサーの設備増加により管理業務対象が増加する為、委託費が増加。

平成11年度の主なセンサー内の設備増加は次のとおり。

富士北麓センサー

植栽・臭気飛散防止植樹帯 樹木42本

機械・機械式散気装置 ほか

脱水設備・汚泥受槽 ほか

峽東センサー

建築・第二ホッパー棟新設

機械・本設主ポンプ、放流ポンプ各一台、コンベアー、ホッパー一式

管きよ延長・塩川幹線925m

釜無川センサー

建築・水処理電気室(77.7㎡)

機械・主ポンプ一台、送風機一台、沈殿池流入水路1門、最終沈殿

池汚泥ポンプ他、エアレーショントラック、放流ポンプその他

管きよ延長・2900m

表2 退職給与引当金特別会計 比較収支計算書 (単位：千円)

科 目	平成10年度 (A)	平成11年度 (B)	増 減 (C) (B) - (A)	増減率 C/A
収入の部				
特定預金取崩収入				
退職給与引当金取崩収入	1,800	0	-1,800	-100.0%
繰入金収入				
一般会計繰入金収入	7,836	8,232	396	5.0%
当期収入合計	9,636	8,232	-1,404	-14.5%
前期繰越収入差額	0	0	0	
収入合計	9,636	8,232	-1,404	-14.5%
支出の部				
退職金	1,800	0	-1,800	-100.0%
特定預金支出	7,836	8,232	396	5.0%
支出合計	9,636	8,232	-1,404	-14.5%
当期収支差額	0	0	0	0.0%
次期繰越収支差額	0	0	0	0.0%

退職給与積立金預金額は年度末退職給与要支給額を100%計上。
一般会計よりの当期繰入金収入は退職給与引当預金に預け入れされている。

(2) 財政状態

公社の会計は一般会計と特別会計(退職給与引当金特別会計)に区分されており、平成11年度の財政状態は次のとおりである。
一般会計及び特別会計・・・表3、表4 比較貸借対照表のとおり

表3 一般会計 比較貸借対照表 (単位：千円)

科 目	平成10年度 (A)	平成11年度 (B)	増減 (C) (B) - (A)	増減率 C/A
【資産の部】				
流動資産				
普通預金	19,479	31,571	12,092	62.0%
定期預金	366,000	290,000	-76,000	-20.7%
未収金	670	1,766	1,096	163.5%
流動資産合計	386,149	323,337	-62,812	-16.2%
固定資産				
基本財産(定期預金)		66,000	66,000	
備品	30,689	34,461	3,772	12.2%
減価償却累計額	-21,996	-24,900	2,904	13.2%
固定資産合計	8,693	75,561	66,868	769.2%
資産合計	394,842	398,898	4,056	1.0%
【負債の部】				
流動負債				
未払金(事業費)	72,889	77,543	4,654	6.3%
(返納金)	236,375	236,427	52	0.0%
預り金	1,139	689	-450	39.5%
流動負債合計	310,403	314,659	4,256	1.3%
負債合計	310,403	314,659	4,256	1.3%
【正味財産の部】				
正味財産	84,439	84,239	-200	0.2%
(うち基本金)	(66,000)	(66,000)		
負債・正味財産合計	394,842	398,898	4,056	1.0%

基本財産・基本財産（定期預金）については、平成10年度は流動資産へ計上、平成11年度は長期の定期預金で運用につき、固定資産の部に計上。

未払金 ・ 事業費は3月分の需要費、役務費、委託費、人件費などの未払い計上。

未払金 ・ 返納金は山梨県との当初委託契約額と委託額確定額との差額で、山梨県に返納される。

表4 退職給与引当金会計 比較貸借対照表 (単位：千円)

科 目	平成10年度 (A)	平成11年度 (B)	増減(C) -(A)	増減率 C/A
【資産の部】				
固定資産				
退職給与積立金	38,498	45,478	6,980	18.1%
固定資産合計	38,498	45,478	6,980	18.1%
資産合計	38,498	45,478	6,980	18.1%
【負債の部】				
固定負債				
退職給与引当金	38,498	45,478	6,980	18.1%
固定負債合計	38,498	45,478	6,980	18.1%
負債合計	38,498	45,478	6,980	18.1%
【正味財産の部】				
正味財産	38,498	45,478	6,980	18.1%
負債・正味財産合計	0	0	0	0.0%

※正味財産の増加額は一般会計より繰入額823万円の増加と退職給与積立金の利息125万円の一般会計への繰入額(雑収入へ計上)の差額である。

第3 監査の結果

(1) 日本下水道事業団との覚書に基づく精算をすべきもの

山梨県と日本下水道事業団とは流域下水道にかかる技術的援助協定を締結している。公社はその協定に基づき山梨県と日本下水道事業団との間で覚書を締結し(平成11年4月30日)、年間138万6千円を一括前金で支払っている。覚書によると日本下水道事業団は業務が完了したときは、速やかに費用の精算を行い、その結果生じた差額は公社に返還することとなっている。しかしながら業務が完了しているにもかかわらず、監査日現在精算が行なわれていない。また、その内容や必要性が明確にされておらず、公社の効率的運営の観点から、業務効果を挙げられるものとは考えられず、このような支出は適正を欠くものである。

(2) 備品購入に当たり適正な事務処理に努めるべきもの

公社は水質試験に使用する超音波洗浄器が故障した為、メーカーに修理依頼をおこなったが、機種が古く新品等がなく修理不能とされた。そのため新規に24万450円を支出し超音波ピペット洗浄器を購入している。しかしながら、備品購入支出ではなく修繕費で処理しているのは適正でない。

またこの結果、この洗浄器が固定資産台帳に記入もれとなっている。適正な事務処理に努めるべきである。

(3) 薬品の受払いを適正に記帳すべきもの

公社の映東浄化センターにおいて使用している水質検査用薬品196品目の受払いの記帳が、平成12年3月9日以降なされていない。また、その様式も適正を欠いている。薬品の中には劇毒物も含まれていることから、その管理・記帳は適正にすべきである。

(4) 工事用の電気料を徴収すべきもの

公社の各浄化センターにおいて増設工事等が行われる場合の工事用電力、仮設事務所等の電気料及び水道料については、工事請負者に積算計を設置させ使用料を徴収することとしている。しかしながら、担当者の負担軽減と称し、使用料が5千円未満の場合は工事請負者に請求を行っていない。このための年間の未請求額が4件、1万167円ある。公平性の見地からみても適正ではなく、徴収すべきである。

(5) 退職給与引当金の処理を一般会計で処理すべきもの

公社の会計処理は一般会計の他に退職給与引当金については、特別会計により処理されているが、公益法人会計基準に照らし適切でない。退職給与引当金の会計処理は一般会計により処理すべきである。

2 意見

(1) 契約事務の一括処理を検討すべきもの

公社の各浄化センターにおいて使用する薬品（次亜塩素酸ソーダ）は下表のとおり、本社で個々に契約を締結している。しかしながら、その契約内容を見ると、個々に契約するよりは一括契約処理したほうが経費の面で節約が図られ、事務の簡素化も図れるものと思料される。なお、高分子凝集剤、活性炭等の購入についても同様の事務処理が可能である。薬品の購入契約にあたって一括処理を検討されたい。

【平成11年度 次亜塩素酸ソーダ購入状況】

浄化センター名	規格・品質	kg単価 (円)	年間予定購入 (kg)	年間予定購入金額 (円)	
夷東浄化センター	有効塩素濃度 12%以上、塩化ナトリウム 4%以下の溶液	37.5	109,200	4,095,000	A社
釜無川浄化センター	同上	38	97,400	3,701,200	A社
富士北麓浄化センター	同上	39	119,000	4,641,000	B社

(注) 各センターの一回の納入量は約 2,000 kg。

(2) 委託額確定に伴う委託料の返還について

山梨県との当初業務委託契約額と事業年度終了後の精算に基づく委託額確定金額との差額については毎年多額の返還額が発生することとなるが、これは予定流入水量より実際の流入水量が減少したことによる外部委託料の減少に起因するものである。しかし過去三年間の山梨県への返還額は以下のとおりであり、委託契約額の総額に比して多額のものとなる。

財政計画・予算計画段階での精度の高い計画策定に努力すべきである。

当初委託契約額 返還額 割合

	当初委託契約額	返還額	割合
【平成9年度】	1,345,290千円	133,187千円	9.9%
第1期入金(4月)	339,223千円		
第2期入金(7月)	332,325千円		
第3期入金(10月)	340,095千円		
第4期入金(1月)	333,647千円		
【平成10年度】	1,572,771千円	236,375千円	15.0%

(3) 桂川流域浄化センター（仮称）の運営方針について

公社は現在、3流域の各浄化センターにおける維持管理を民間に再度業務委託している。県からの業務委託契約額のうち委託費として外部に再委託している金額は平成11年度で9億2500万円であり、県からの受託契約額の62.5%となっている。

平成15年に供用開始予定の桂川流域浄化センターについては、既存の3浄化センターの運営方法を見直し、地域住民への便益・利用負担の観点からその経済性・効率性について次の事項について早急に検討することが望まれる。

イ 水質の検査・機械及び設備の維持管理業務のうち①外部に委託している業務と公社職員が直接実施している業務との分担を再検討すること。

②既存の浄化センターが保有する検査機器等の使用で対応できるものがないか把握すること等により、桂川流域浄化センターでの設備投資及び公社職員の合理的配置を行い、県からの委託金額の節約を図る必要がある。

ロ 現在、3センターにおいて配置している事務職員3名の事務処理については、本社において集中処理する等により、桂川流域浄化センター供用開始に当たっては、事務処理の合理化について検討が望まれる。

第1期入金(4月)	401,604千円		
第2期入金(7月)	383,103千円		
第3期入金(10月)	401,110千円		
第4期入金(1月)	386,954千円		
【平成11年度】	1,719,296千円	236,427千円	13.8%
第1期入金(4月)	436,285千円		
第2期入金(7月)	419,937千円		
第3期入金(10月)	438,196千円		
第4期入金(1月)	424,878千円		

2 財団法人 山梨県民スポーツ事業団

第1 監査の範囲及び実施地監査期間

1 監査の範囲

平成10年度及び平成11年度の事業について実施した。

2 監査実施期間

教育庁スポーツ健康課 平成12年7月19日

県民スポーツ事業団 平成12年8月7、8、9、23、24日

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の目的

財団法人山梨県民スポーツ事業団(以下「事業団」という。)は、県民総スポーツを目標として、日常生活に密着した地域、職場、家庭におけるスポーツの振興を図るとともに、公有体育・スポーツ施設の効率的運営を通じて、健康で明るく豊かな県民生活を実現することを目的としている。

1) スポーツ振興事業

① スポーツ活動の推進としてふれあいスポーツ、スポーツの生活化、健康・体力作り等の推進。

② 指導者養成。

③ スポーツ環境の整備としての調査研究、広報・情報提供。

2) 施設管理受託事業

県から受託した小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、御物使南公園、県立八代村撃場、県立韮崎射撃場、県立八ヶ岳スケートセンター、富士川クラブパークスキー場の管理運営。

3) サービス事業

来園者に対する便宜供与のため、飲食の提供、物品の販売。

4) あき缶回収事業

公園美化と資源の再利用を目的とした、あき缶回収事業。

(2) 県との関係

1) 出資出捐の状況

県は事業団設立に際し基本財産1,000万円の全額を出捐している。また、スポーツ振興基金として2億5,000万円を出捐している。

2) 運営費の補助

平成10年度	平成11年度	備 考
57,568	50,055	教育委員会よりの運営費補助金

(単位：千円)

3) 県からの業務受託

(単位：千円)

区 分	平成10年度	平成11年度	備 考
小瀬スポーツ公園等の維持管理業務等(土木部よりの受託)	434,799	439,070	小瀬スポーツ公園 富士北麓公園 御物使南公園 富士川クラブパーク
小瀬スポーツ公園等内の体育施設の維持管理及び運営	109,547	114,541	同上
八ヶ岳スケートセンターの管理	44,356	43,048	八ヶ岳スケートセンターの管理運営
射撃場の管理	11,312	10,757	八代射撃場、韮崎射撃場の管理運営
スポーツリーダーバンク事業委託	2,646	2,357	スポーツ指導者発掘調査登録、紹介幹旋等
スポーツプロダクションサーブ養成事業委託	1,208	1,581	スポーツプロダクションの養成講習会、資格認定試験の実施

2 組織
 事業団は、事務所を甲府市小瀬町に置き、役員20名（うち常勤1名）及び職員56名（うち県職員12名）で4課7施設をもって構成されている。

3 監査の視点

県営スポーツ施設は、使用料収入に比べて管理運営費が多額となっており費用対効果の観点から各施設の收支状況について監査することとした。

- ① 事業団の役割は明確かつ設立目的に合致しているか。
- ② 事業団の収益及び費用の状況はどうか。
- ③ 事業団の資金収支の状況はどうか。
- ④ 事業団の固定資産の管理はどうか。また、固定資産は有効に利用されているか。
- ⑤ 事業団のコスト管理は十分なされているか。
- ⑥ 事業団に係る委託業務の外注管理は適切に行なわれているか。
- ⑦ 事業団の收支を改善するにはいかなる方策が考えられるか。
- ⑧ 使用料は条例又は関係法令等に基づいて適正に徴収されているか。
- ⑨ 支出は所定の承認手続きに従ってなされているか。
- ⑩ 支出を裏付ける証拠書類は整備保管されているか。
- ⑪ 関係帳簿の記載に誤りはないか。
- ⑫ 施設ごとの收支計算書を作成し、事業から生じる収支差額は明確か。

4 経営状況について

事業団の会計は、一般会計、スポーツ振興基金特別会計、サービス事業特別会計とに区分して経理されている。平成10年度及び平成11年度の経営成績は別表1～3のとおりである。

① 一般会計

一般会計は基本財産運用収入、県からの受託事業収入、補助金収入等からなっており県から受託したスポーツ施設の管理運営等を経理している。収入の大半を占める管理受託収入は対前年比1.2%の増となっているが、補助金収入は常務理事1名の削減により14.8%の減となっている。繰入金収入はサービス事業特別会計からの繰入金であり、互助会事業及びあき田回収事業において支だの主なものは公園の維持管理、スポーツ施設の管理運営経費である。

別表1 一般会計比較損益計算書 (単位:千円)

(収入の部)	平成10年度(A)	平成11年度(B)	増減(B-A=C)	増減率(C/B)
基本財産運用収入	74	74	0	0.0%
補助金等収入	646,071	647,535	1,464	0.2%
管理受託収入	600,015	607,416	7,401	1.2%
県補助金収入	46,056	40,119	-5,937	-14.8%
事業収入	18	26	8	30.8%
繰入金収入	500	500	0	0.0%
雑収入	1,070	1,031	-39	-3.8%
当期収入合計	647,733	649,166	1,433	0.2%
前期繰越収支差額	5,184	8,170	2,986	36.5%
収入合計	652,917	657,336	4,419	0.7%
(支出の部)			0	
運営費	35,876	28,653	-7,223	-25.2%
事業費	598,118	606,306	8,188	1.4%
教育委員会受託事業費	107,234	113,111	5,877	5.2%
土木部受託事業費	434,799	439,070	4,271	1.0%
射撃場受託事業費	11,312	10,757	-555	-5.2%
スケートセンター受託事業費	44,356	43,048	-1,308	-3.0%
あき田回収事業費	416	320	-96	-30.0%
特定預金支出	10,452	9,736	-716	-7.4%
補助金支出	300	300	0	0.0%
当期支出合計	644,746	644,995	249	0.0%
当期収支差額	2,986	4,169	1,183	28.4%
次期繰越収支差額	8,170	12,340	4,170	33.8%

② スポーツ振興基金特別会計

スポーツ振興基金特別会計は各種スポーツフェスティバル、スポーツ健康づくり教室・講習会の開催、県からの受託事業であるスポーツプログラマー養成事業等を経理している。収入は県からの補助金、受託収入、基金運用収入、参加者からの収入等である。対前年比では県からの補助金収入が約15%減っているが事業収入が増えている。

別表2 スポーツ振興基金特別会計比較損益計算書 (単位:千円)

(収入の部)	平成10年度(A)	平成11年度(B)	増減(B-A=C)	増減率(C/B)
基金運用収入	1,732	1,732	0	0.0%
補助金等収入	15,367	13,875	-1,492	-10.8%
県補助金収入	11,512	9,936	-1,576	-15.9%
事業受託収入	3,855	3,939	84	2.1%
事業収入	4,625	5,633	1,008	17.9%
雑収入	10	7	-3	-42.9%
当期収入合計	21,734	21,247	-487	-2.3%
前期繰越収支差額	1,915	1,970	55	2.8%
収入合計	23,649	23,217	-432	-1.9%
(支出の部)				
事業費	17,824	17,727	-97	-0.5%
スポーツプログラム	1,209	1,581	372	23.5%
養成事業費				
スポーツリーダー	2,646	2,357	-289	-12.3%
ソフ事業費				
当期支出合計	21,679	21,665	-14	-0.1%
当期収支差額	55	-418	-473	113.2%
前期繰越収支差額	1,970	1,552	-418	-26.9%

③サーベス事業特別会計
 サーベス事業特別会計は公園来園者に対する飲食等の便宜供与のため、レストラン・喫茶・売店・自動販売機による飲食の提供、物品の販売事業の経理をしている。
 平成11年度は売上げ、提供食数も約1割増えている。

別表3 サーベス事業特別会計比較損益計算書 (単位:千円)

	平成10年度(A)	平成11年度(B)	増減(B-A=C)	増減率(C/B)
(収入の部)				
事業収入	35,680	39,045	3,365	8.6%
売上収入	25,557	29,121	3,564	12.2%
手数料収入	10,123	9,924	-199	-2.0%
雑収入	21	40	19	47.5%
当期収入合計	35,701	39,085	3,384	8.7%

5 財政状態について
 平成10・11年度末における財政状態は別表4～6比較貸借対照表のとおりである。
 平成11年度末一般会計の流動負債が大幅に減になったのは年度末に委託料等の未払金が減ったためである。

	平成10年度(A)	平成11年度(B)	増減(B-A=C)	増減率(C/B)
前期繰越収支差額	5,484	8,174	2,690	33.0%
収入合計	41,185	47,259	6,074	12.9%
(支出の部)				
事業費	32,001	37,046	5,045	13.6%
仕入費用	16,299	19,125	2,826	14.8%
販売費及び一般管理費	15,702	17,921	2,219	12.4%
繰入金支出	500	500	0	0.0%
減価償却引当預金支出	290	148	-142	-95.9%
法人税充当額	221	1,095	874	79.8%
支出の部合計	33,012	38,789	5,777	14.9%
当期収支差額	2,689	297	-2,392	-805.4%
前期繰越収支差額	8,174	8,471	297	3.5%

別表4 一般会計比較貸借対照表 (単位:千円)

	平成10年度(A)	平成11年度(B)	増減(B-A=C)	増減率(C/B)
I資産の部				
1流動資産	119,153	90,812	-28,341	-31.2%
2固定資産	89,967	99,439	9,472	9.5%
基本財産積立預金	10,000	10,000	0	0.0%
その他の固定資産	79,967	89,439	9,472	10.6%
資産合計	209,120	190,251	-18,869	-9.9%
II負債の部				
1流動負債	110,983	78,472	-32,511	-41.4%
2固定負債	78,067	87,803	9,736	11.1%
負債合計	189,050	166,275	-22,775	-13.7%
III正味財産の部				
1正味財産	20,070	23,975	3,905	16.3%
負債及び正味財産合計	209,120	190,250	-18,870	-9.9%

別表5 スポーツ振興基金特別会計比較貸借対照表 (単位：千円)

	平成10年度(A)	平成11年度(B)	増減(B-A=C)	増減率(C/B)
I資産の部				
1流動資産	7,137	3,596	-3,541	-98.4%
2固定資産	253,701	252,592	-1,109	-0.4%
基本財産積立預金	250,000	250,000	0	0%
その他の固定資産	3,701	2,592	-1,109	-42.8%
資産合計	260,839	256,188	-4,651	-1.8%
II負債の部				
1流動負債	5,168	2,044	-3,123	-152.7%
2固定負債	0	0	0	
負債合計	5,168	2,044	-3,123	-152.7%
III正味財産の部				
1正味財産	255,671	254,143	-1,528	-0.6%
負債及び正味財産合計	260,839	256,188	-4,651	-1.8%

別表6 カーピス事業特別会計比較貸借対照表 (単位：千円)

	平成10年度(A)	平成11年度(B)	増減(B-A=C)	増減率(C/B)
I資産の部				
1流動資産	11,008	10,431	-577	-5.5%
2固定資産	2,220	2,220	0	0%
資産合計	13,228	12,651	-577	-4.6%
II負債の部				
1流動負債	2,834	1,960	-874	-44.6%
2固定負債	0	0	0	
負債合計	2,834	1,960	-874	-44.6%
III正味財産の部				
1正味財産	10,394	10,691	297	2.7%
負債及び正味財産合計	13,228	12,651	-577	-4.6%

第3 監査の結果

(1) 契約方法を改善すべきもの
 事業団では平成11年度に小瀬スポーツ公園ほかの清掃・除草及びゴミ処理業務等を下表のように委託している。その契約内容は過去に永年受託しており、業務に精通しているとの理由で特命随意契約を締結している。しかしながら、この種の業者は少なくなく、競争性を有する契約である。したがって、上記の特命理由は一一般性に欠けるものであり、特命の理由としては希薄である。指名競争入札等、競争性をもたせた契約方法に改めるべきである。なお、平成12年度においても同様の契約方法を行なっている。

(表) 競争入札等による委託業務

件名	実施場所	契約金額(円)	委託期間	請負業者
小瀬スポーツ公園 国外清掃・除草 及びゴミ処理業 務委託	小瀬スポーツ公園、御勤使用公園	23,817,150	平成11年4月1日から平成12年3月31日	山梨県ベルメンテ ナンス協同組合
富士北麓公園内 清掃業務委託	富士北麓公園	10,524,150	平成11年4月1日から平成12年3月31日	北麓公園サービ ス(株)
小瀬スポーツ公園 園武道館清掃・ 除草及びゴミ処 理業務委託	小瀬スポーツ公園 園武道館	11,063,850	平成11年4月1日から平成12年3月31日	山梨県ベル管理 事業協同組合

(2) 物品の貸付契約を行なうべきもの
 土木部は事業団に対し、施設建設時に取得した各種備品を貸付し、管理を委託しているが、貸付の契約もなければ貸付備品の一覽表も作成されていない。物品の管理を適正に行なう上からも、貸付契約を行なうべきである。(県、事業団共通)

(3) 現金管理を適切にすべきもの

①カーピス部門の売上げ現金は小口現金として管理室金庫に保管されている。帳簿と現在高を確認したところ、7月末日以降、監査日現在まで記帳がなされておらず、帳簿と現金の照合が不能であった。事業団の財務規則によれば日々現金の照

合・記帳が義務付けられているのに、これが行なわれていないのは適切を欠くものである。このため、過不足が発生した場合の原因の把握が困難な状況となっている。

②八代射撃場で取扱う現金を査したところ、公金である利用料金と利用者の便宜のため販売している(まと)の売上代金及び保険料が混在しているのが確認された。公金の適正な管理からして適切でない。現金管理を適切にすべきである。

(4) 備品の購入、管理に適切を欠くもの

事業団では下表のようにパソコン等の備品を購入しているが、これらの資産は固定資産台帳に記載されていないうえ、貸借対照表に記載もれとなっている。税法の規程により処理したとすることであるが、税法の規程に拘わらず資産としての管理が必要であり、台帳に記載・管理すべきである。

また、価格についても量販店の価格等を考慮すると、より低価格での購入が可能と考えられる。備品の購入、管理に適切を期されたい。

品名	購入金額	購入年月日	購入業者
パソコン2台	667,800 円	平成11.4.2	A
パソコン2台その他の機器	821,835 円	平成12.3.2	A

(5) 予算計上が適正でないもの

①一般会計の子備費は、教育委員会からの補助金及び委託金の余剰資金分を過年度にわたり留保しているものであり、年々増え平成11年度末で約1,234万円あり、支出の実績はない。教育委員会からの委託契約では年度末に当初契約の変更がされ、不足額があれば増額している。補助金についても、年度末の実績額に基づき交付額の変更がされるが、収支差額が発生すると子備費に計上している。このような会計処理での子備費の留保は適正を欠くものである。補助金等の交付変更決定について検討されたい。

①スポーツ振興基金特別会計において1事業費1事業費(9)公課費(消費税分)として毎年約320,000円が計上されているが、この事業においては公課費支出の必要がなく毎年不要額となっている。予算計上するにあたり是正すべきである。

(6) 切手の購入にあたり留意すべきもの

事業団の平成11年度末における切手保有高は582,400円あり、監査日現在では485,700円がある。しかしながら、年間の使用額は約870,000円であり、手持保有高が多額となっている。また、多額の切手を保有しているにもかかわらず平成12年7月15日に追加購入(10,240円)しているのは不要な支出である。

収支計算書の決算で計上される通信費は通信費用の支出額ではなく、切手の購入額ベースで表示されることから、このように多額の年度未残高があるのは財政状態の表示として不適切なものとなっている。切手の購入・管理にあたり留意すべきである。

意見

(1) 食堂・喫茶部門の見直しについて

サービス事業特別会計は小瀬スポーツ公園等で営業する食堂・喫茶、売店、自動販売機等の事業で構成されている。しかしながら、食堂・喫茶部門は毎年赤字となっている。平成11年度の食堂・喫茶部門の損益計算の要約は下表のとおりである。

	喫茶	%	食堂	%
売上高	3,795千円	100	5,401千円	100
売上原価	1,261	33.2	2,296	42.5
総利益	2,534	66.8	3,105	57.5
販売・管理費	4,314		6,176	
(うち人件費)	(3,627)		(5,507)	
営業損益	▲1,780		▲3,071	

人件費(外部より採用)が販売管理費の大部分を占め、売上高とほぼ同金額であり、慢性的な赤字体質となっている。来園者の便宜供与を目的とする事業であるが、食堂経営等は事業団の努力では今後とも改善は困難なものと考えられる。業務委託をするなど民間経営活力を利用した事業の見直しを図る必要がある。

(2) 委託料の契約方法について

別項指図書項のとおり、清掃業務委託契約の方法について改善を求めたところであるが、委託料は平成11年度一般会計事業費6億630万円の41%、2億5千万円を占めている。しかしながら、件数ベースで62.1%、金額ベースで90.7%と大半が特命随意契約であり、しかも、他の契約は2社の見積もりあわせによる随意契約であり、競争性に著しく欠けている。なかには、陸上競技場電光表示設備点検のようにメ

一カーに委託する必要性のあるものもある。指摘事項の清掃の外にも、植栽の管理、整備委託等は競争入札に付し、経費支出の効率的・経済的な事業運営に努められたい。

(3) 事業団の管理運営について

事業団の収入は県からの受託事業収入と補助金収入に大きく依存しており、県の予算の範囲で交付され、年度末になると精算し、額の確定がおこなわれている。この方法によると、委託金・補助金とも、不足すれば追加交付され、事業団としての経営努力を要しない仕組みとなっている。このため、総事業費に占める施設利用者からの収入も約1割と非常に低調なものとなっている。事業団の事業費の内容は固定費的のものが多く、利用者の増減に関係なく毎年一定額の支出が生じることから、今後は、より効率的・経済的な管理運営が図られるよう、県は利用料金制度の導入を図るなど、管理受託者の主体性を認める合理的な運営方法を検討されたい。

(県、事業団共通)

* 利用料金制度…管理受託者の自立的な経営努力を發揮しやすくし、地方公共団体及び管理受託者の会計事務の効率化を図る、公の施設に関する承認料金制度。利用料金は地方公共団体の収入ではなく、管理受託者の収入とされる。(地方自治法244条の2第4項)

3 財団法人山梨県農業振興公社

第1 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲
平成10年度及び平成11年度について実施した。

2 監査実施期間

農政部農村振興課
(財) 山梨県農業振興公社
平成12年7月19日
平成12年7月24,25日
平成12年8月7,8,9,21日

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の目的
財団法人山梨県農業振興公社(以下「公社」という。)は、昭和47年7月、「財団法人山梨県農地開発公社」として発足し、農地等の売買、貸借及び交換業務を通じて農村地域の振興に寄与することを目的としている。平成6年4月、社名を「財団法人山梨県農業振興公社」と改めた。

(2) 事業の概要

- ア. 農地保有の合理化に関する事業
農地の買入・売渡、借入・貸付による農地の有効利用
- イ. 農地構造の改善及び農村の活性化等に関する事業
遊休農地の解消と経営規模拡大のための、障害物の撤去・有機物の投入による簡易な土地基盤の整備
- ウ. 農村環境の整備に関する事業 (まきばの郷整備事業)
- (ア) 概要
八ヶ岳南麓において、総合的な畜産経営の環境整備、都市住民との交流拠点の整備により、地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化を図る。具体的には、牧草地、牧場、搾乳舎、牛舎及び関連施設の整備、遊歩道、休憩施設(駐車場、あづま屋、トイレ)、身障者用スロープの整備、加工処理体験施設の建設等
- (イ) 事業実施年度 平成9年度から13年度
- (ウ) 事業費 全体 1,842百万円(うち公社実施事業費 1,713百万円)
- (エ) 補助金 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
- エ. 土地改良等の受託に関する事業
道路整備・排水路整備、農地造成整備のための測量、設計、用地調査
オ. 山梨県立フラワーセンターの管理受託に関する事業

(3) 県との関係

ア. 出資出捐の状況

県は公社設立に際し300万円の全額を出資している。

イ. 県からの業務受託

(単位：千円)

区	分	平成10年度	平成11年度
県立フラワーセンターの管理		156,784	215,667
地域興し・マイスター派遣等指導事業の受託		4,815	4,815

ウ. 補助金の交付

(単位：千円)

区	分	平成10年度	平成11年度
農地保有合理化促進対策事業		27,446	19,489
山梨県農業振興公社推進体制強化事業		3,800	3,324
まきばの郷整備事業		373,283	275,644
フラワーセンター事業		4,000	4,600

エ. 保証契約等資金援助関係

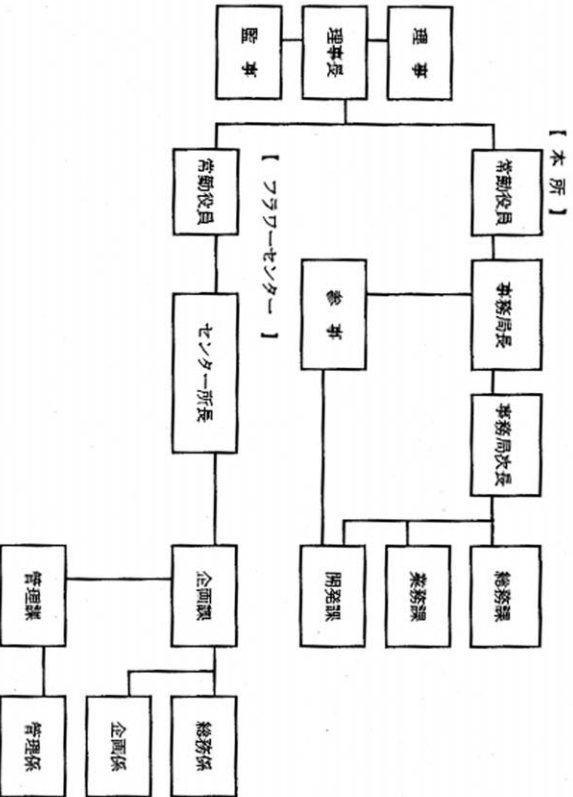
山梨県信用農業協同組合連合会からの借入金については、県から債務保証を受けている。

オ. 県派遣役員等

役員2名のうち県派遣役員1名 県OB1名

職員32名のうち県派遣職員11名

(4) 組織体制



2. 監査の視点

- (1) 公社は設立目的に合致した運営を行っているか。
 - (2) 収支計算及び財政状態は適正に計算・表示されているか。
 - (3) 公社の固定資産の管理はどうか。また、固定資産は有効に利用されているか。
 - (4) 支出は所定の承認手続きにしたがってなされているか。
 - (5) 支出を裏付ける証拠資料は整備保存されているか。
 - (6) 関係帳簿の記載に誤りはあるか。
 - (7) 内部統制組織が有効に整備されているか。
3. 経営状況

公社の会計は、一般会計のほか、フラワーセンター管理運営事業、フラワーセンター運営事業の二特別会計とに区分して経理されている。収支状況は次のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計の主な収入は、借入金収入(平成10年度471,515千円(41.3%)、平成11年度164,131千円(25.4%))、まきばの郷整備事業収入(平成10年度415,912千円(36.4%)、平成11年度305,884千円(47.3%))、農地保有合理化事業収入等(平成10年164,676千円(14.4%)、平成11年92,753千円(14.3%))である。農地の購入資金は、全額借入金により調達しているため、購入の増加に応じて借入金収入が増加し、売却の増加に応じて農地保有合理化事業収入・借入金返済支出が増加する。

一般会計比較収支計算書

(単位：千円)

科目	平成10年度	平成11年度	増減 C=B-A	増減率 C/A
	A	B		
(1) 収入の部				
基本財産運用収入	2,238	1,638	△ 599	△26.8%
土地利用型基金収入	4	0	△ 4	△100.0%
農地保有合理化事業収入	10,731	34,896	24,165	225.2%
農地保有合理化特別事業収入	80,879	18,656	△ 62,223	△76.9%
農地保有合理化緊急加速事業収入	62,448	3,517	△ 58,931	△94.4%
中山間農地保全対策事業収入	10,616	35,682	25,066	236.1%
農村環境整備事業収入	93	93	0	0.0%
遊休農地活用条件整備負担金	3,360	5,031	1,671	49.7%
まきばの郷整備事業収入	415,912	305,884	△ 110,028	△26.5%
(1)負担金収入	42,629	30,240	△ 12,389	△29.1%